

別表 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
自動車事故相談及び示談あつ旋事業	公益財団法人日弁連交通事故相談センター	<p>事故相談事業、示談あつ旋事業、電話相談事業、相談員等研修事業及び高次脳機能障害相談事業</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。</p>	定額	補助対象事業に要した補助対象経費の区分ごとの実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額の合計額とする。	<p>（申請期限）</p> <p>第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の5月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。</p>

別表 補助対象事業等 自動車事故被害者支援体制等整備事業

補助対象事業	補 助 事 業			補 助 率
	補助対象事業者	補助対象経費の区分	内 容	
自動車事故被害者支援体制等整備事業	補助金執行団体	短期入院協力事業費	短期入院協力事業に要する経費	定額
		短期入所協力事業費	短期入所協力事業に要する経費	
		自動車事故被害者受入環境整備事業	自動車事故被害者受入環境整備事業に要する経費	
		社会復帰促進事業	社会復帰促進事業に要する経費	
		在宅療養環境整備事業	在宅療養環境整備事業に要する経費	
		業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	
第4条の申請期限及び補助金の額の確定	補助対象事業ごとの被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領等に定めるところによる。			

別表 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
交通遺児育成給付金支給事業	公益財団法人交通遺児等育成基金	育成給付補てん金等、広報等事務費  補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。	定 額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額(変更されたときは、変更後の額)とのいずれか低い額とする。	(申請期限) 第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の5月31日(大臣が別に定める場合はその定める日)までとする。

別表 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
介護料支給業務	独立行政法人 自動車事故対策機構	介護料支給費  〔自動車事故により重度の後遺障害（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一に規定される後遺障害に相当する後遺障害）を受けた者に対して支給する介護料の額。〕	定額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額(変更されたときは、変更後の額)とのいずれか低い額とする。	(申請期限)  第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の4月30日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。

別表 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
回収不能債権の補填業務	独立行政法人 自動車事故対策機構	<p>回収不能債権補填費</p> <p>自動車事故による遺児等に対して行う貸付事業に係る債権（自動車事故対策センターが行った貸付に係る債権を除く。）のうち、独立行政法人自動車事故対策機構が適切な債権管理に関する適当な規程を定め、その規程に基づく適切な債権管理を行ったにもかかわらず回収不能となり償却した債権（債務者の死亡等の事由により債務免除を行った債権を除く。）が発生した場合の当該償却債権に対する補填業務の当該補填額。</p>	定 額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額とする。	<p>（申請期限）</p> <p>第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の1月20日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。</p>

別表 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
相談支援実施料支給業務	独立行政法人 自動車事故対策機構	相談支援実施料支給費  自動車事故被害者やその家族又は遺族を対象とした、相談支援業務を行う自動車事故被害者・遺族団体に対して支給する相談支援実施料の額。	定 額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額(変更されたときは、変更後の額)とのいずれか低い額とする。	(申請期限)  第4条の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の4月30日(大臣が別に定める場合はその定める日)までとする。

**別 表 補助対象事業等 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）**

（事業の趣旨）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。このような観点から、本事業は、車両の安全性の向上、運行管理の高度化、社内安全教育、過労運転防止のための取り組み等の自動車運送事業の安全に資する以下の事業を対象に補助を行うものである。

補助対象事業	補助事業			補助率
	補助対象事業者	補助対象経費の区分	内容	
事故防止対策支援推進事業	補助金 執行団体	先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援	先進安全自動車（ASV）の導入に要する経費	定額
		運行管理の高度化に対する支援	運行管理の高度化に資する機器の導入に要する経費	
		社内安全教育の実施に対する支援	社内安全教育の実施について事故防止コンサルティングに係る経費	
		過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	過労運転防止のための先進的な取り組みとして過労運転防止に資する機器の導入に要する経費	
		業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	
第4条の申請期限及び補助金の額の確定	補助対象事業ごとの被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領等に定めるところによる。			

**別 表 補助対象事業等 先進安全自動車の整備環境の確保事業**

(事業の趣旨)

自動車整備事業者及び新たに自動車整備事業の認証を受けようとする者による先進安全自動車の整備の促進と整備機会の拡大のため、それら自動車の整備環境の確保を目指し、スキャンツールの導入に必要な経費（設備費）及びスキャンツール利活用のための研修に必要な経費の一部を補助し、先進安全自動車の整備環境を確保する事業。

補助対象事業	補助対象事業者	補 助 事 業		補 助 率
		補助対象経費の区分	内 容	
先進安全自動車の整備環境の確保事業	補助金執行団体	先進安全自動車の整備環境の確保事業	スキャンツールの導入に要する経費（設備費） スキャンツール利活用のための研修に要する経費	定額
		業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	
第4条の申請期限及び補助金の額の確定	補助対象事業ごとの被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領等に定めるところによる。			